

本号で公布された 法令のあらまし

◇防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（法律第一七〇号）（防衛省）

一 防衛省設置法の一部改正関係
自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

二 自衛隊法の一部改正関係

予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するとともに、所要の規定を整備することとした。（第七三条の三及び第七五条の八関係）

三 施行期日

この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行することとした。ただし、二は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法（法律第一八〇号）（総務省）

一 この法律は、指定都道府県の議会の議員の選挙区について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めるものとした。（第一条関係）

二 この法律において「指定都道府県」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第二条第二項に規定する指定都道府県をいい、「指定市町村」とは、同条第一項に規定する指定市町村をいうものとした。（第二条関係）

3 指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例

- (一) この法律の施行の日後初めてその期日を告示される指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法の規定を適用する場合においては、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、当該指定都道府県の区域内の指定市町村であつて平成二十七年の国勢調査の結果による人口が平成二十二年の国勢調査の結果による人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、同年の国勢調査の結果による人口に、平成二十七年九月三〇日現在において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者の数を平成二十二年九月三〇日現在において同法に基づき住民基本台帳に記録されている者の数及び同年の国勢調査の結果による外国人の数の合計数で除して得た数を乗じて得た数を当該区域の人口とみなすことができるものとした。（第三条第一項関係）
 - (二) (一)の指定都道府県の議会の議員の一般選挙後、平成三十一年一月三〇日までの間に、当該指定都道府県の議会が解散された場合等の一般選挙における選挙区についても、(一)と同様とするものとした。（第三条第二項関係）
- 4 この法律は、公布の日から施行するものとした。

法律

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

法律第十七号

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第六条中「十五万八百五十六人」を「十五万八百三十四人」に、「四万五千三百六十三人」を「四万五千三百六十八人」に、「四万六千九百四十二人」を「四万六千九百三十六人」に、「千二百五十九人」を「千二百八十八人」に、「三百六十八人」を「三百七十二人」に、「千九百一十一人」を「千九百十人」に、「四百七人」を「四百六人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第七十三條の二の次に次の一条を加える。
第七十三條の三 予備自衛官である者の使用者に対する給付金

第七十三條の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十條第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。第二号において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該予備自衛官である者の使用者（政令で定める者を除く）に対し、当該予備自衛官である者が当該使用者の事業に従事することができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数を乗じて得た額を、予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金として支給することができる。

一 第七十條第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつて勤務した場合、自衛官としての勤務のために当該事業に従事することができなかった日（招集に応じて出頭した日から招集の解除の日までの間に限る。）

二 第七十條第一項各号の規定による招集命令又は第七十一條第一項の規定による訓練招集命令を受けた後に当該招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官として公務上負傷し、又は疾病にかつた場合、当該負傷又は疾病の療養のために当該事業に従事することができなかった日（招集の解除の日又は同項の招集期間の終了の日の翌日以後最初に当該事業に従事することができなかった日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間に限る。）

2 前項に定めるもののほか、同項の給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。
第七十五條の八中「第七十四條第二項」を「第七十三條の三第一項中「第七十條第一項各号」とあるのは「第七十五條の四第一項各号」と、同項第二号中「第七十一條第一項」とあるのは「第七十五條の五第一項」と、第七十四條第二項」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給に関する経過措置)
 第二十五条の規定による改正後の自衛隊法(以下この項において「新法」という。)(第七十三條の三)(新法第七十五條の八)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、第二條の規定の施行の日以後に自衛隊法第七十條第一項各号若しくは第七十五條の四第一項各号の規定による招集命令又は同法第七十一條第一項若しくは第七十五條の五第一項の規定による訓練招集命令を受け、新法第七十三條の三第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた予備自衛官(自衛隊法第七十條第一項各号の規定による招集命令を受け、同法第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)(又は即応予備自衛官(自衛隊法第七十五條の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同法第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。))である者の使用者について適用する。(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

防衛大臣 小野寺五典
 内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 菅 義偉

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 菅 義偉

法律第十八号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法

第一条 この法律は、指定都道府県の議会の議員の選挙について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めるものとする。

第二条 この法律において「指定都道府県」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成二十三年法律第九十八号)第二条第二項に規定する指定都道府県をい、「指定市町村」とは、同条第一項に規定する指定市町村をいう。

(指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

第三条 この法律の施行の日後初めてその期日を告示される指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第二項から第四項まで及び第八項並びに第二百七十一條の規定を適用する場合には、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、当該指定都道府県の区域内の指定市町村であつて平成二十七年の国勢調査の結果による人口が平成二十二年の国勢調査の結果による人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、同年の国勢調査の結果による人口に、平成二十七年九月三十日現在において住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者の数を平成二十二年九月三十日現在において同法に基づき住民基本台帳に記録されている者の数及び同年の国勢調査の結果による外国人の数の合計数で除して得た数を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を当該区域の人口とみなすことができる。

2 前項に規定する指定都道府県の議会の議員の一般選挙後、平成三十三年十一月三十日までの間に、当該指定都道府県の議会が解散された場合又は当該指定都道府県の議会について公職選挙法第一百六条の規定による一般選挙を行うべき事由が生じた場合の一般選挙における選挙区についても、同項と同様とする。

3 前二項の規定による条例を定めている指定都道府県又は当該条例で定める指定市町村が当該条例の公布の日以後指定都道府県又は指定市町村でなくなつた場合であっても、この法律の適用については、なお指定都道府県又は指定市町村であるものとみなす。

附則
 この法律は、公布の日から施行する。

省 令

総務大臣 野田 聖子
 内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 菅 義偉

○法務省令第十七号
 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第八号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十日 法務大臣 上川 陽子

出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

	改正後	改正前																								
別表第一(第一条関係)	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>長崎</td> <td>都道府県</td> <td>長崎</td> </tr> <tr> <td>港名</td> <td>佐保崎 比田原 巖原</td> <td>港名</td> <td>佐保崎 比田原 巖原</td> </tr> <tr> <td>空港名</td> <td>略</td> <td>空港名</td> <td>同上</td> </tr> </table>	都道府県	長崎	都道府県	長崎	港名	佐保崎 比田原 巖原	港名	佐保崎 比田原 巖原	空港名	略	空港名	同上	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>長崎</td> <td>都道府県</td> <td>長崎</td> </tr> <tr> <td>港名</td> <td>佐保崎 比田原 巖原</td> <td>港名</td> <td>佐保崎 比田原 巖原</td> </tr> <tr> <td>空港名</td> <td>略</td> <td>空港名</td> <td>同上</td> </tr> </table>	都道府県	長崎	都道府県	長崎	港名	佐保崎 比田原 巖原	港名	佐保崎 比田原 巖原	空港名	略	空港名	同上
都道府県	長崎	都道府県	長崎																							
港名	佐保崎 比田原 巖原	港名	佐保崎 比田原 巖原																							
空港名	略	空港名	同上																							
都道府県	長崎	都道府県	長崎																							
港名	佐保崎 比田原 巖原	港名	佐保崎 比田原 巖原																							
空港名	略	空港名	同上																							
別表第一(第一条関係)	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>沖縄</td> <td>都道府県</td> <td>沖縄</td> </tr> <tr> <td>港名</td> <td>那覇</td> <td>港名</td> <td>那覇</td> </tr> <tr> <td>空港名</td> <td>略</td> <td>空港名</td> <td>同上</td> </tr> </table>	都道府県	沖縄	都道府県	沖縄	港名	那覇	港名	那覇	空港名	略	空港名	同上	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>沖縄</td> <td>都道府県</td> <td>沖縄</td> </tr> <tr> <td>港名</td> <td>那覇</td> <td>港名</td> <td>那覇</td> </tr> <tr> <td>空港名</td> <td>略</td> <td>空港名</td> <td>同上</td> </tr> </table>	都道府県	沖縄	都道府県	沖縄	港名	那覇	港名	那覇	空港名	略	空港名	同上
都道府県	沖縄	都道府県	沖縄																							
港名	那覇	港名	那覇																							
空港名	略	空港名	同上																							
都道府県	沖縄	都道府県	沖縄																							
港名	那覇	港名	那覇																							
空港名	略	空港名	同上																							

備考 表中の「」の記載は注記である。
 附則
 この省令は、平成三十年四月二十三日から施行する。